

日光産そばを積極的に取り扱う飲食店等を日光産そば使用店として認定します！

日光産そば使用店認定制度



市内外に周知することで、日光産そばへの理解を深めてもらうとともに、市内飲食業者等と農業者との産業連携の促進及び日光産そばの地産地消の推進と利用拡大を図るため、日光産そばを積極的に取り扱う飲食店等を日光産そば使用店として認定します。

認定対象者

- 日光産そばを購入し、加工販売している市内飲食店や施設内レストラン等のうち「日光市そばのまちづくり産業連携支援事業費補助金」の交付を受けた方。
- 下記「認定者の遵守事項」を遵守していること。

認定者の遵守事項

- (1)食品衛生法、JAS 法等、関係法令を遵守していること。
- (2)店舗等において直接消費者に日光産そばを提供していること。
- (3)日光産そば使用認定木製プレート、認定証及び周知ポスターを店舗に掲示すること。
- (4)市が実施する産業連携の推進のためのアンケートなどに協力すること。
- (5)使用している日光産そばの情報を掲示していること。

認定基準

店舗等において、前年度に購入または使用したそばの年間の合計量に対する日光産そばの使用割合に応じて認定します。

日光産そばの使用割合	認定星
100%	☆☆☆ (☆3個) ※
80%～100%未満	☆☆☆ (☆3個)
50%以上～80%未満	☆☆ (☆2個)
50%未満	☆ (☆1個)



※日光産そばの使用割合が100%の認定店については、木製プレート及び認定証書に100%使用店の表示をあわせて行うものとします。

申請方法

認定を受けようとする方は、「日光産そば使用店認定申請書」に申請者と日光産そば購入量等を記入の上、商工課へご提出してください。

申請期間

毎年4月1日から5月末日までとなります。

認定期間

認定の期間は1年間とし、申請年度の末日までとなります。なお、年度毎に更新するものとなります。

認定店のPR

認定店には、日光産そば使用認定木製プレート、認定証書及び周知用ポスターを提供しますので店内の見やすい場所に掲示願います。



問い合わせ先

日光市 観光経済部 商工課 しごとづくり推進係
〒321-1292 日光市今市本町1番地
TEL: 0288-21-5136 / FAX: 0288-21-5121

